

防災訓練実施結果報告書

平成26年4月25日

原子力規制委員会 殿

報告者

住 所 東京都台東区東上野

氏 名 公益財団法人核物質

理 事 長 内 藤

(担当者

所 属 東海保障措置センター

電 話

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づきご報告をいたします。

原子力事業所の名称及び場所	公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター 茨城県那珂郡東海村白方字白根2番地の53
防災訓練実施年月日	平成 26年 1月29日
防災訓練のために想定した 原子力災害の概要	大規模地震（東海村で震度5弱）の発生により、東海保障措置センター新分析棟工程室のグローブボックスの排気系の排気フィルタに異常が発生し、新分析棟の排気筒から、原災法第15条の通報基準に達する放射性物質が放出された。
防災訓練の項目	総合訓練
防災訓練の内容	①通報訓練 ②モニタリング訓練 ③避難誘導訓練 ④緊急時操作訓練
防災訓練の結果の概要	別紙のとおり
今後の原子力災害対策に 向けた改善点	別紙のとおり

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

平成26年4月25日
東海保障措置センター

防災訓練（総合訓練）結果報告の概要

1. 訓練の目的

東海保障措置センター（以下東海センター）の原子力防災組織が原子力災害事故発生時に有効に機能するよう、訓練を通して原子力防災要員等の役割確認と対応能力の向上を図る。今回の訓練では、原子力防災関連法令の改正を踏まえて下記事項に重点を置いて訓練を実施した。

(1) 警戒事象を含む緊急事態発生時の的確な通報連絡

警戒事象発生段階の防災活動の実施、事象の進展に応じて必要な情報を整理し警戒事象発生通報、第15条事象発生通報、経過連絡通報をタイムリーに作成し、関係機関に発信できるようにする。

(2) 事故対策本部、現場指揮所間で円滑な情報の収集と共有

電話のスピーカ機能、トランシーバ、ページング放送を使用して、事故対策本部内及び現場指揮所間で円滑な情報の伝達、共有を図れるようにする。

(3) 現場対応班員の事故発生時の初期対応能力の習熟

緊急時の点検活動、現場対応班の迅速な編成、緊急時の操作活動の対応能力の習熟を図る。

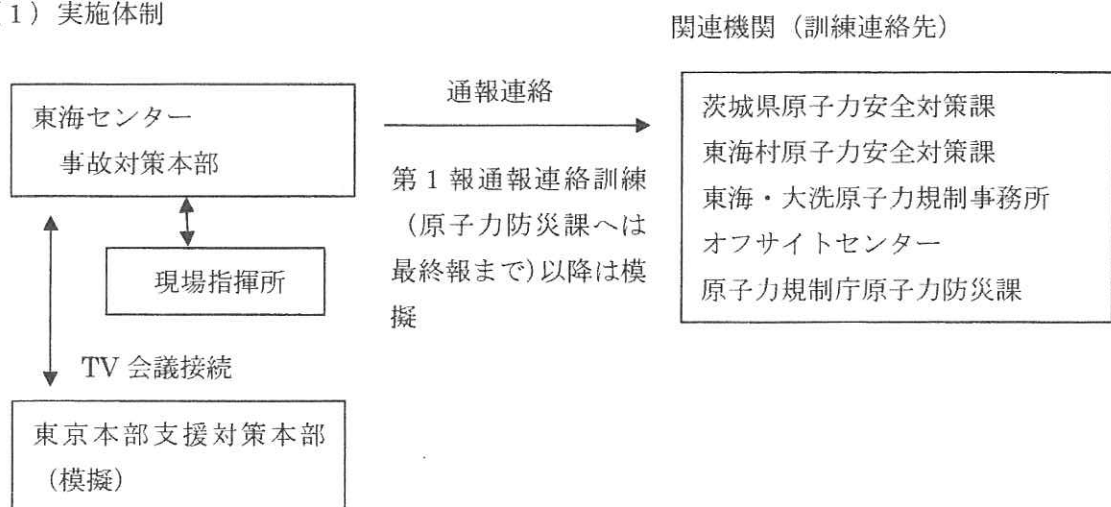
2. 訓練実施日及び実施場所

平成26年1月29日（水） 13:30～16:00

訓練対象施設：東海センター 新分析棟

3. 実施体制、参加者、評価方法

(1) 実施体制



(2) 参加者： 80 人

①東海センター

従業員及び協力会社員 (54 人)、東京本部の東海センター駐在員 (23 人)

②東京本部 (2 人)

③六ヶ所保障措置センター (以下六ヶ所センター) (1 人)

(3) 評価方法

①東海センター及び六ヶ所センターから訓練モニター (3 名) を選出して、訓練状況の観察、評価を実施した。

②訓練終了後、反省会とアンケートを実施することにより、訓練結果の反省と課題を摘出した。

③原子力規制庁原子力防災専門官による訓練の確認を受けた。

4. 訓練の想定

茨城県北部で震度 6 弱、東海村で震度 5 弱の地震が発生し、その地震に伴い、新分析棟工程室のグローブボックスに設置の排気フィルタ及び下流の排気系統の排気フィルタに損傷が発生した。その影響により新分析棟の排気筒から、放射性物質の異常な放出が発生し、原災法第 15 条に規定された通報基準値 ($5 \mu\text{Sv/h}$ 相当) に達する事象を想定した。

5. 訓練の項目

総合訓練

地震発生を契機として、東海センター従業員等全員の建物内からの避難退避、事故対策本部を設置して事故対応等の指揮、施設状況の点検等情報収集、関係機関への通報連絡、東海センター敷地内の警備、防災資機材の調達、施設内外の放射線モニタリング、施設に発生した異常に対する拡大防止のための緊急時操作訓練を実施した。

6. 訓練の内容と結果の概要

(1) 通報訓練

大規模地震の発生により、従業員等の屋外退避、点呼確認後、速やかに事故対策本部を設置し、施設の点検を実施し、施設の異常の有無を含む点検結果について、原子力規制庁及び関係自治体へ警戒事象通報連絡を実施した。また施設の異常が原子力緊急事態に進展したとの想定により原災法第 15 条通報及び経過連絡の訓練を実施した。

第 1 報通報連絡は実際の連絡先へ通報訓練を行った。第 2 報以降は模擬連絡 (原子力規制庁原子力防災課には最終報まで連絡) とした。

なお、事故対策本部内及び現場指揮所間では、電話のスピーカ機能、トランシーバ、ページング放送を使用して、情報の伝達、収集、共有を図った。

(2) モニタリング訓練

排気筒から放射性物質の異常な放出の想定により、放射線管理モニタの指示値の確認、警報の確認、可搬式ダスト測定器等防災資機材を運搬、調達して、敷地内建屋周辺、周辺監視区域境界付近の放射線状況の測定、監視の訓練を実施した。

(3) 避難誘導訓練

大規模地震の発生を受けて、構内放送により従業員等への避難退避連絡、屋外の安全な場所へ避難退避の実施、及び点呼確認による安否の確認を実施した。

また、敷地内の警備、人、車の出入り制限の対応を実施した。

(4) 緊急時操作訓練

放射性物質の排気筒からの異常放出の原因個所をグローブボックス設備及び排気設備のフィルターの損傷を想定して、これらの設備から放射性物質の異常放出を止めるための当該グローブボックスの閉止措置及び正常な排気フィルター設備への切換え操作など緊急操作を実施した。

7. 訓練の評価

訓練目的の重点項目に係る評価結果について下記に示す。

(1) 警戒事象を含む緊急事態発生時の的確な通報連絡

- ・大規模地震の発生、その後速やかに実施された施設点検状況の連絡に係る警戒事象発生通報の作成と通報連絡、続いて原災法第 15 条通報（排気筒から放射能基準による測定のため第 10 条と同じ判断基準）基準に到達したとの判断に基づき第 15 条発生通報の作成と通報連絡に関して、事態の進展状況に応じた通報文の作成指示、通報連絡を実施することができた。

- ・通報文の作成に関しては、事態が進展していく状況で、次の情報を待ちすぎて通報文の作成に時間を要し、タイムリーな通報ができなかったことが課題とされた。また、通報文記載事項の時刻、事象の概要等について誤記があったが修正されずに発信されていたので、事故対策本部における正確な通報文作成とチェック方法が課題とされた。

- ・第 25 条通報（応急措置の概要報告）を実施しないで訓練を終了としたが、今後の訓練では第 25 条通報を組み込んで訓練をすることが反省とされた。

(2) 事故対策本部、現場指揮所間で円滑な情報の収集と共有

- ・事故対策本部においては原子力防災管理者による指揮、現場の状況把握、情報収集が確実に行われた。

- ・事故対策本部と現場指揮所間で電話のスピーカ機能の使用、現場間連絡用のトランシーバを事故対策本部へ配置することにより情報の伝達、共有に効果があった。

- ・風向、風力等のデータ収集、屋外モニタリングの実施時期、頻度、場所に関して、事故対策本部から現場指揮所（放射線管理班）へ明確な指示がなかったこと、本部に提

供されるデータや情報の整理・活用の対応が十分でなかったことが課題として上げられた。

- ・事故対策本部内の各班長等の自発的な活動が少なかった。班長、スタッフによる原子力防災管理者に対する積極的な進言、助言が必要とされた。

(3) 現場対応班員の事故発生時の初期対応能力の習熟

- ・現場指揮者の指揮、指示命令は良く統制がとれて実施されていた。
- ・現場作業員への施設内点検等の装備に関して、放射線管理班から施設内の放射線管理情報をもとにした状況判断と適切な指示が実施されていた。
- ・放射線管理情報の事故対策本部へ紙情報による連絡は、手渡し時にデータの重要なポイント、注意を簡潔に本部に伝えるようにすることが必要とされた。

8. 今後の改善点

(1) 迅速かつ適切な通報連絡文の作成

通報すべき事象毎に、記載すべき必要事項を適時、的確に判断して、迅速に通報文を作成できるよう教育訓練により情報班員の能力向上を図る。

(2) 放射線モニタリングの実施、放射線管理データの管理に係る本部の対応

事象の進展に合わせた放射線モニタリング実施の重要性を再確認するとともに、事故対策本部内で担当役割を明確にし、提供される放管データの確認、管理を確実に対応できるよう教育訓練で確認する。

(3) 第25条通報（応急措置の概要報告）の実施

特定事象等発生時に実施した応急措置の概要について、所定様式にまとめ、速やかに関係機関に連絡できるよう教育訓練で習熟向上を図る。

(4) 事故対策本部の体制強化

班長、スタッフが原子力防災管理者へ積極的に進言、助言をして支えられるよう、技術系要員の配置を含め本部内の体制強化について検討する。

以上